

◎岡山県告示第三百八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

加賀郡吉備中央町下加茂字加茂山官林一五〇六番三六の一部

二 備考

1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一の区域については、令和七年四月二日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。